

亘理町総合発展計画審議会について

地方自治法第138条の4第3項の規定により、「執行機関の附属機関として審議会、諮問又は調査のための機関を置くことができる」とされており、町長の「附属機関」として、亘理町総合発展計画審議会条例(昭和 50 年亘理町条例第31号)の規定に基づき、亘理町総合発展計画審議会を設置します。

所掌事務

審議会は、町長の諮問に応じて、亘理町長期総合発展計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行います。(条例第2条関係)

審議会の組織

審議会は、委員60人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命します。(条例第3条関係)

- (1) 関係行政機関及び各種団体を代表する者
- (2) 学識経験者を有する者
- (3) 町長が特に必要と認める者

委員の身分等

委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定による非常勤の特別職となります。
委員の任期は2年間で、補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。また、委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなします。
(条例第4条関係)

委員報酬

委員には、地方自治法第203条の2第1項の規定により報酬を支給します。
報酬の額は、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年亘理町条例第22号)の規定により、6,700円/日額 となります。

会長及び副会長

審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
会長は、会務を総理し、審議会を代表します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理します。

審議会の会議

審議会の会議は、会長が招集します。審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
審議会は合議制の機関となりますので、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。(条例第6条関係)

○互理町総合発展計画審議会条例

昭和50年7月15日
条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、互理町総合発展計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて互理町長期総合発展計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関及び各種団体を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。